

大学基準等研究協議会・図書館特別部会と 図書館専門職員

—大学設置基準第38条第3項成立の歴史的背景—

村上孝弘

龍谷大学
図書館事務部

【目次】

はじめに

- I. 大学図書館関係基準等と大学図書館職員
 1. 大学図書館設置の法的根拠と運営基準
 2. 大学図書館関係基準等における大学図書館職員の定義
- II. 大学図書館近代化政策と大学基準等研究協議会・図書館特別部会
 1. 大学図書館近代化の動向と大学図書館
 2. 大学設置基準の改善と大学基準等研究協議会の設立
 3. 大学基準等研究協議会の構成と審議の概要
 4. 大学基準等研究協議会・図書館特別部会による大学図書館設置基準要項の作成
 5. 「大学設置基準の改善等について」（答申）と大学設置基準改善要綱
- III. 大学設置基準の大綱化と大学設置基準第38条第3項の成立経緯
 1. 『大学審議会ニュース』から窺う第38条第3項の成立経緯
 2. 大学設置基準の大綱化と専門的職員
- IV. 大学設置基準第38条第3項と大学改革
 1. 大学設置基準第38条第3項の重層性
 2. 大学設置基準第38条第3項の現代的意義

[キーワード]

大学基準等研究協議会、大学図書館設置基準要項、大学設置基準改善要綱、大学設置基準第38条第3項、図書館専門職員

はじめに

大学設置基準第38条第3項は、専門的職員を定めるものとしては現行法規上唯一の規定である。同条項は、大学設置基準大綱化時に新設されたものであるが、今回あらためてその成立の歴史的背景を検証した。その結果、同条項の淵源は、昭和38年に設立された大学基準等研究協議会にあることが明らかとなった。同協議会は、大学設置基準の改正を目指して大学設置基準改善要綱を答申するが、同要綱の図書館職員に関する条文は大学設置基準第38条第3項と条文構成が極めて相似している。このことにより、同協議会の議論が四半世紀を経て結実したことが実証された。また当時の歴史的背景として大学図書館近代化政策が及ぼした影響も看過できない。本稿をとおして、継続する大学図書館の管理運営の課題に対して、歴史の実証が果たす役割を再認識することとしたい。

I. 大学図書館関係基準等と大学図書館職員

1. 大学図書館設置の法的根拠と運営基準

大学図書館の設置の法的根拠は、学校教育法施行規則第1条「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館又は図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」にあり、この法令の他に大学図書館について直接規定する法律は存在しないとされている。このため、大学図書館の具体的な設置や運営については、現行では大学設置基準に定めるところに拠っている。周知のように戦後当初は、大学基準協会が定めた大学基準が現行

の大学設置基準の役割も担っていた。このため、当時の大学基準においても、大学図書館に関する規定は置かれていた。

しかし、大学基準や大学設置基準は、大学全体の包括的な規程であり、その規定することには、自ずと限界があった。このため、大学図書館を例にとれば、個別大学図書館を規定するものとして、大学基準協会により大学図書館基準が制定されることとなる。また、大学図書館基準を踏まえて、国立大学図書館改善要項、公立大学図書館改善要項、私立大学得図書館改善要項が制定され、設置形態別に独自の運営が志向されていくことになる。

2. 大学図書館関係基準等における大学図書館職員の定義

これらの基準等における大学図書館職員や研修の定義についてまとめたものが表1である。大学図書館職員の規定と並び、大学図書館職員の研修について規定されていることが特長的である。大学図書館職員と研修の関係は戦後の早い段階からも一般化されていたといえよう。また大学図書館職員の定義として、「司書専門職」や「専門職員」といった職種が明示されてい

ることも特長的である。大学図書館においては、専門職を志向する土壤が、大学の他の職場と比較しても早期から育まれていたのである。

II. 大学図書館近代化政策と大学基準等研究協議会・図書館特別部会

1. 大学図書館近代化の動向と大学図書館

わが国の大学図書館は、学制改革の影響を受け、その役割を戦前とは大きく転換していくことになる。米
国教育使節団報告書等の戦後の大学図書館黎明期の文書が明らかにするように、新制大学の単位の理念を具体化していくために大学図書館の存在があらためて着目されるのである。当時の大学図書館への認識の大きさは、その時期の大学界に重要な役割を果たした大学基準協会が、大学図書館基準を定め、またそれをして同協会の「4大基準」と評価することからも明らかである¹⁾。

そのような時代背景を経て、大学図書館界では昭和30年代から40年代にかけて、大学図書館の近代化が喧伝されることになる。大学図書館近代化の動きは、日本学術会議や文部省当局をも巻き込み、大学図書館視察委員制度や大学図書館実態調査などの様々な施策が

表1 各基準や各大学図書館改善要項における大学図書館職員等の定義

名称	制定者	大学図書館職員の定義	研修の対象と範囲
大学基準 (昭和22年制定)	大学基準協会	特になし	特になし
大学図書館基準 (昭和27年制定)	大学基準協会	司書 図書館員	図書館員 専門技術の進歩
国立大学図書館改善要項 (昭和28年制定)	文部省大学学術局	司書専門職 事務職員 技術職員 労務職員	大学図書館の職員 再教育と研修を受ける機会 専門知識と技術の向上
公立大学図書館改善要項 (昭和36年制定)	公立大学図書館協議会	司書および司書補 事務職員 技術職員 作業員	大学図書館の職員 再教育と研修を受ける機会 専門知識と技術の向上
私立大学図書館改善要項 (昭和31年制定)	私立大学図書館協会	専門職員(司書、司書補) 一般職員(書記その他)	専門職員 専門の知識と技術の向上 大学図書館員 専門職員としての資格を得るための研修の機会
大学設置基準 (昭和31年制定)	文部省令	特になし	特になし

※本表は、『図書館法規基準総覧』、『大学基準協会55年史：通史編』をもとに筆者が作成した。

実施されていくことになる²⁾。

2. 大学設置基準の改善と大学基準等研究協議会の設立

『文部省第91年報』（昭和38年度）によれば、中央教育審議会の「大学教育の改善について（答申）」（昭和38年1月28日）の答申の線に沿って「大学の目的・性格、教育内容、組織編成の諸点を改善していくためには各種の基準を慎重に検討する必要があるので、昭和38年9月『大学基準等研究協議会』を設置して、大学および大学院の設置基準・大学通信教育基準等の改定について研究協議をつづけた。」とされている。大学図書館基準（昭和27年制定）の改定協議も同時に行われたのである。

続く『文部省第92年報』（昭和39年度）には、大学基準等研究協議会が昭和40年3月31日に文部大臣に対し「大学設置基準の改善等について」答申を行なったとあり、その概要が記されている。このうち、大学図書館に関することは以下のとおりである。

2. 諸基準等の改善について

- (2) 大学図書館については、その機能をじゅうぶん発揮できるよう、組織運営の改善、施設設備の整備をはかること。

さらに、『文部省第92年報』には、「なお、同協議会は40年3月31日の答申完了をもって解散し、40年度からは大学設置審議会を改組し、大学基準分科会および短期大学基準分科会をその中に設けて、引き続き検討を進める予定である。」とある。

『文部省第93年報』（昭和40年度）には、大学教育改善についての審議として以下のような記述がある。なお、大学基準等改善協議会に関する『文部省年報』における記述は、この第93年報が最後である。

大学基準等研究協議会は、39年度に大学設置基準の改善等について答申を行ったが、当初予定した大学院に関する設置基準については結論を得るにいたらず審議未了のまま解散した。40年度には大学設置審議会を改組して、その中に新たに大学基準分科会を設けて発足させ、あらためて「大学

（短期大学を除く）、大学院に関する設置基準について」諮問が行われ、審議を再開したが、審議は41年度に継続された。

前記大学基準等研究協議会が行った答申の取扱いについては、その後国立大学協会等の関係団体等から提出された意見等をも参考とし、現行大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の一部改正により実現をはかることとして改正案の検討を続けている。

3. 大学基準等研究協議会の構成と審議の概要

大学基準等研究協議会は、総会・2部会・2特別部会・13専門分科会から構成されている。その構成は、表2のとおりである。現職の学長や学部長をはじめ、学問分野をなべた総合的な布陣となっている。これらの学問分野や専門分野と並んで、大学図書館の制度やあり方が議論されたことは、当時の大学図書館の存在意義を大きく示唆するものであるともいえよう。

大学基準等研究協議会に諮問された内容は、具体的には「大学設置基準の改善、大学通信教育基準および大学院設置基準の作成ならびに大学図書館基準および文学、法学、経済学、理学、工学、農学、医学、歯学、薬学、教育学、家政学、体育学、芸術の各学部設置基準要項の改善または作成、更に、理学、医学、歯学、薬学、家政学、体育学、芸術の各学部については、学生実験実習用設備標準を作成することであった。」³⁾とされている。大学基準等研究協議会の対象とした学問分野は多岐にわたることもり、約1年半の間の会議開催件数は2百回余を数えている。

4. 大学基準等研究協議会・図書館特別部会による大学図書館設置基準要項の作成

大学基準等研究協議会・図書館特別部会の構成員は表3のとおりである。まさに国立、私立の有力大学の図書館長が名を連ねている。図書館特別部会の主査は、伊藤四十二・東京大学図書館長であり、伊藤は表2のとおり、薬学専門分科会の主査も務めている。なお、図書館特別部会は大学基準等研究協議会の当初の構成には含まれておらず、伊藤の建議により設けられ

表2 大学基準等研究協議会の構成

名称	役職	氏名	現職	構成人数
総会	会長	大泉 孝	上智大学長	28名
一般教育部会	主査	関口 勲	東京家政学院大学長	13名
大学通信教育部会	主査	片山 金章	中央大学教授	9名
単位制度特別部会	主査	佐々木 吉郎	明治大学教授	11名
図書館特別部会	主査	伊藤 四十二	東京大学教授	8名
文学専門分科会	主査	手塚 富雄	立教大学教授	10名
法学専門分科会	主査	石井 照久	東京大学教授	8名
経済学専門分科会	主査	高村 象平	慶應義塾大学長	9名
理学専門分科会	主査	三輪 光雄	東京教育大学教授	10名
工学専門分科会	主査	渡辺 寧	静岡大学長	10名
農学専門分科会	主査	井上 吉之	東京農工大学長	11名
医学専門分科会	主査	樋口 一成	東京慈恵会医科大学長	10名
歯学専門分科会	主査	鈴木 勝	日本大学歯学部長	6名
薬学専門分科会	主査	伊藤 四十二	東京大学教授	8名
教育学専門分科会	主査	高坂 正顕	東京学芸大学長	9名
家政学専門分科会	主査	氏家 寿子	日本女子大学教授	7名
体育学専門分科会	主査	鶴岡 英吉	東京教育大学体育学部長	5名
芸術学専門分科会	主査	小塚 新一郎	東京芸術大学長	7名

※本表は、『大学資料』(第19号)をもとに筆者が作成した。

表3 図書館特別部会委員の構成員

氏名	現職
伊藤 四十二	東京大学図書館長
大野 実雄	早稲田大学図書館長
金谷 治	東北大学図書館長
北川 敏男	九州大学図書館長
齊藤 敏	日本大学名誉図書館長
堀江 保蔵	京都大学図書館長
前原 光雄	慶応大学図書館長
森田 優三	一橋大学図書館長

※本表は、『大学資料』(第19号)をもとに筆者が作成した。

たものであることが、当時の伊藤の文章や講演録から明らかとなった⁴⁾。

図書館特別部会は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)のうち図書館に関する各項について改善を必要と認める事項について意見を述べるとともに、大学図書館設置基準要項の新設を、大学基準等研究協議会会長宛に報告(昭和40年2月12日)している。この

うち、職員組織については表4のような規定が提案されている。現行の大学設置基準第38条第3項と比較すれば、「図書専門職員」「図書館専門職員」という表現に関連性がある。

5. 「大学設置基準の改善等について」(答申)と大学設置基準改善要綱

先の大学図書館設置基準要項をはじめ、他の部会等からの報告も含め、最終的に「大学設置基準の改善等について(答申)」(昭和40年3月31日)が、大学基準等研究協議会会長(大泉孝)から、文部大臣(愛知揆一)宛に答申されている。

この「大学設置基準の改善等について(答申)」では、「I 大学設置基準改善要綱について」の8において、「大学の教育研究上、大学図書館が果たす役割の重要性にかんがみ、図書館の閲覧座席数を増加させ、また、図書館の施設の内容、職員組織等について規定する等所要の改善をはかるものとしたこと。」⁵⁾と答申内容の主なものの一つとして、大学図書館に関する

表4 大学図書館設置基準要項の大学図書館職員に関する規定

第五 職員組織	
一	大学図書館の職員組織は、大学図書館が研究と教育の進歩に即応して、その機能をじゅうぶんに発揮できるようその規模に応じて構成されなければならない。
二	大学図書館には、次の職員をおかななければならない。 1. 図書の整理、閲覧、レファレンス、情報管理等の職務に従事する <u>図書専門職員</u> 2. 図書、資料の複写、視聴覚資料の技術等の職務に従事する技術職員 3. 庶務、会計等の事務に従事する事務職員
三	<u>図書専門職員</u> は、大学における図書館員養成課程の修了者またはこれと同等以上の能力を有するものでなければならない。
四	<u>図書館専門職員</u> には、その専門技術が研究、教育の進捗に伴いうるよう絶えず研修の機会が与えられなければならない。

※本表は、『大学資料』（第19号）をもとに筆者が作成した。なお、下線は筆者による。

表5 大学設置基準改善要綱の「専門的職員」に関する規定

X 事務組織その他について	
1.	雑則の章（第12章）の前にもう1章起し、現在雑則の章の中に置かれている事務組織に関する規定（第42条）及び厚生補導の組織に関する規定（第43条）を置くとともに、この章に <u>図書館の職員組織に関する規定</u> 、 <u>教養部に関する規定</u> 、 <u>教養課程委員会等に関する規定</u> 及び <u>外国人留学生受入れのための組織に関する規定</u> を次の（1）、（2）、（3）、（4）のように置くこと。
	（1）「大学図書館には、その機能をじゅうぶん発揮できるよう <u>専任の司書</u> その他必要な職員を置くものとする。」 <（2）以下 略>

※本表は、『大学資料』（第19号）をもとに筆者が作成した。なお、下線は筆者による。

ことが記載されている。

さらに、具体的な大学設置基準の規定の仕方については、大学設置基準改善要綱に表5のように規定されている。この規定は、まさに現行の大学設置基準第38条第3項と内容的に相似していることは明らかである。大学設置基準改善要綱における「司書」の箇所が、現行の大学設置基準では「専門的職員」に置き換えられたということが類推できよう。

大学設置基準改善要綱は、昭和40年に答申されるが、この大学設置基準改善要綱に沿って大学設置基準が改正されるのは、昭和45年以降のこととなる。具体的には、昭和45年8月31日に「大学設置基準の一部を改正する省令」が公布され、昭和46年4月1日から施行されるのである。この時の大学設置基準の改正は、昭和31年の制定以来の大改正とされているが、しかし、その内容は大学設置基準改善要綱のうち、主として一般教育に関する部分に限定されたものであった。このため、表5の事務組織の規定も含め、教員組織、施設および設備等については、当時は基本的に改正されることはなかったのである。

先述のとおり、その後20年を経て、大学設置基準に「専門的職員」は定められることになる。大学設置基準改善要綱は昭和40年に答申されていたのであるから、まさに四半世紀後に当時の「専門的職員」の議論が法定化されるのである。

Ⅲ. 大学設置基準の大綱化と大学設置基準第38条第3項の成立経緯

1. 『大学審議会ニュース』から窺う第38条第3項の成立経緯

「専門的職員」という用語は、周知のように既に大学設置基準に規定されている。そして、それは大学図書館にとっては、極めて重要な規定である。

第三十八条

3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

（下線は筆者）

現行のこの第38条の規定は、平成3年7月1日に施

行されたもので、この条文の制定経緯については、『大学審議会ニュース』（文部省高等教育企画課大学審議会室）から窺うことができる。『大学審議会ニュース』には、大学設置基準の大綱化等をめぐる大学審議会・大学教育部会における審議の概要が掲載されており、「図書及び図書館」に関することについても、「主要事項についての審議の概要」に含まれ、その審議が行われていたからである。

先ず『大学審議会ニュース』（No.4/1989.12）には、「大学教育部会における審議の概要について（総会への報告）」（平成元年7月27日）が掲載されているが、これは昭和63年9月に発足した大学教育部会のこれまでの審議の概要を報告するもので、「図書及び図書館」に関する具体的な記述はない。次に約1年を経過した『大学審議会ニュース』（No.6/1990.8）では、「大学教育部会における審議の概要（その2）（総会への報告）」が掲載され、そこにおいては「図書及び図書館」に関するかなり詳細な報告がなされている。具体的には、「1. 大学設置基準の大綱化等について」の「（2）組織・編成に関する事項」の「D 施設・設備」に関する事項としての記載である。この「D 施設・設備」は、「a 校舎面積」、「b 耕地面積」、「c 図書及び図書館」とからなっており、「図書及び図書館」が他の施設に比べ、格段の扱いを受けていることが明らかである。なお、「c 図書及び図書館」の記載は、①～⑤に現状や背景、課題がかかれ、⑥に大学設置基準改正の方向性が示されている。本稿で扱う「専門的職員」については、この⑥のアが大学審議会記録における初出といえよう。

③ 図書及び図書館

⑥ 附属図書館に関する規定を設定するに当たっては、以下の諸点に配慮することが必要である。

ア. 図書館の機能を強化する観点から、司書等の専門的職員その他の図書館専任職員の配置が必要である旨の規定を新たに設ける。

（下線は筆者）

さらに「大学教育等の改善について（答申）」（平成

3年2月8日、大学審議会）が掲載されている『大学審議会ニュース』（No.8/1991.2）には、最終的な答申として、③の⑥が次のように記載されている。『大学審議会ニュース』（No.6）に比べるとアの箇所が変更されていることが明である。

③ 図書及び図書館

①～⑤：＜省略＞

⑥ 附属図書館に関する規定を設定するに当たっては、以下の諸点に配慮することが必要である。

ア. 図書館の機能を強化するためには、司書のほか、コンピューターによる情報処理、データベース・サービス、古文書・専門分野別文献処理等を担当する専門職員を適切に配置することが重要であり、このような観点から、専門的職員その他の図書館専任職員の配置が必要である旨の規定を新たに設ける。

（下線は筆者）

2. 大学設置基準の大綱化と専門的職員

本稿で考察対象とする専門的職員は、現行の大学設置基準第38条第3項に定められている。この第38条第3項について、その成立経緯をまとめたものが表6である。これによれば、平成2年7月段階では、専門的職員の例示は司書のみであったものが、平成3年2月の段階では、コンピューターによる情報処理、データベース・サービス、古文書・専門分野別文献処理等を担当する専門職員に広がっている。しかし、最終的な平成3年7月の条文では、専門的職員に総称されている。ここで象徴的なことは、審議の過程では専門的職員の第一義とされていた司書という表現が、条文の段階では欠落したということである。伝統的に図書館の「専門的職員」は「司書」であるといわれてきたが、平成3年7月の段階において、図書館における「専門的職員」の範疇が、情報処理担当者等にも拡大したともいえるのである。

大学設置基準第38条が新設された平成3年は、戦後の大学制度において、新制大学の発足に次ぐ、大改革

表6 大学設置基準第38条第3項の成立経緯

1) 「大学教育部会における審議の概要（その2）」（平成2年7月30日付）
附属図書館に関する規定を設定するに当たっては、以下の諸点に配慮することが必要である。 ア. 図書館の機能を強化する観点から、 <u>司書等の専門的職員</u> その他の図書館専任職員の配置が必要である旨の規定を新たに設ける。
2) 「大学教育の改善について（答申）」（平成3年2月8日付）
附属図書館に関する規定を設定するに当たっては、以下の諸点に配慮することが必要である。 ア. 図書館の機能を強化するためには、 <u>司書のほか、コンピューターによる情報処理、データベース・サービス、古文獻・専門分野別文献処理等を担当する専門職員</u> を適切に配慮することが重要であり、このような観点から、専門的職員その他の図書館専任職員の配置が必要である旨の規定を新たに設ける。
3) 大学設置基準第38条第3項（平成3年7月1日施行）
図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な <u>専門的職員</u> その他の専任の職員を置くものとする。

※本表は、『大学審議会ニュース』をもとに筆者が作成した。なお、下線は筆者による。

表7 大学設置基準改善要綱と大学設置基準の比較

名称	条文
大学設置基準改善要綱 （昭和40年）	大学図書館には、その機能をじゅうぶん発揮できるよう <u>専任の司書</u> その他必要な職員を置くものとする。
大学設置基準 （平成3年）	図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な <u>専門的職員</u> その他の専任の職員を置くものとする。

※本表は、『大学資料』（第19号）等をもとに筆者が作成した。なお、下線は筆者による。

がなされた年といわれている。平成3年3月には学校教育法の改正があり、さらに7月に大学設置基準の大幅な改正、いわゆる「大学設置基準の大綱化」がなされている。この「大学設置基準の大綱化」のなかで大学図書館に関する規定も大幅に整備されることになったのである。改正前の第40条（図書及び学術雑誌の冊数及び種類数についての規定）が廃止され、新たに第38条が設けられることとなる。この第38条は、大学審議会・大学教育部会の審議にもとづき、図書等に関する規定を定性的なものに改めるとともに、図書館の任務や専任職員について、具体的に定義したとも評価できよう。

今回、大学設置基準大綱化時の資料から、専門的職員の条文化の経緯が明かになった。しかし、それら資料は、「審議の概要」や「答申」といった最終資料であり、そこに至る審議経過を記録した資料、たとえば大学教育部会の議事録等は、現在では確認できない。そのため、大綱化時にどのような議論を経て専門的職員の規定が設けられたかについては、実証することは困難である。

ここであらためて再認識したいのが、前章でも明らかにした大学設置基準改善要綱の専門的職員に関する規定である。あらためて両条文を比較したものが表7であるが、現行の大学設置基準第38条第3項の条文と大学設置基準改善要綱Xの（1）は、その条文構成上、明らかに因果関係を読み取ることができる。大学設置基準の改正をめぐって、大学図書館職員に関することは、大綱化に至るまでその議論がなされた形跡がないことから、昭和40年当時の議論が、平成の大綱化の時に援用されたと解釈することが妥当といえよう⁶⁾。

IV. 大学設置基準第38条第3項と大学改革

1. 大学設置基準第38条第3項の重層性

大学設置基準第38条第3項は、大学設置基準大綱化時に新設された条項であるが、本稿ではその成立の歴史的背景について、昭和38年の大学基準等研究協議会の設立にまで遡って検証をおこなった。その結果、現行の大学設置基準第38条第3項に相当する条文が、昭和40年に大学基準等研究協議会により答申された大学

設置基準改善要綱に存在することが明らかとなった。

大学設置基準は、事務組織に関することについて第38条以外には、第41条に「大学は、その事務を処理するため、専任の職員を置く適當の事務組織を設けるものとする。」とあり、続く第42条に「大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適當な組織を設けるものとする。」と規定している。第41条は事務組織全般を扱ったものであり、第38条や第42条は個別組織を規定したものである。このことから、大学図書館組織は大学において格段にその重要性が認識されていたといえるが、特に第38条の内容については、第41条や第42条とは異なる面がある。

第38条は、「図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。」とあり、そこに規定する職員は、①「専門的職員」と②「その他の専任の職員」であり、職員が重層的に規定されているところに特長がある。法令上の事務職員の定義が、学校教育法第92条第1項に「大学には、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。」とされているのみであることから、大学設置基準第38条第3項の定義の重層性（専門的職員の特出）には、その成立背景も含め、深い意義が示唆されているといえよう。

2. 大学設置基準第38条第3項の現代的意義

大学のガバナンス改革の議論に関連して、中央教育審議会・大学教育部会で専門的職員の議論がなされたことは記憶に新しい⁷⁾。現下のところ、専門的職員の新たな制度化はなされなかったが、その議論に関連してSDの義務化が大学設置基準に盛り込まれ、平成29年度から実現されることとなった。また、今回の専門的職員をめぐる議論は、新たな対象としてIRやURA等の業務領域が特出され、大学図書館における専門的職員の存在については、主たる対象とはならなかった。

本稿は、大学設置基準第38条第3項の成立経緯を大学図書館近代化政策期に遡ることにより、その歴史的意義を再評価することに主眼を置いた。大学設置基準第38条第3項は、現代的視点からすれば、伝統的な専門的職員の規定ともいえよう。大学図書館職員の業務

も、伝統的な司書業務から、現代では学習支援業務などの新しい領域に重きが置かれるようになっている。専門的職員の再定義がまさに進行しているのである。

大学設置基準第38条第3項の制定起源として本稿が特定した大学基準等研究協議会（昭和38年）は、同年の中央教育審議会「大学教育の改善について」の答申を受けて発足した組織である。また当時は、大学図書館は大学図書館近代化政策の影響を受け、その管理運営のあり方についても広く議論が展開されていた。このような当時の時代背景は、ある意味では現代と相似しているといふ。学士課程答申以来、学士課程教育の再構築・実質化といった大学教育の課題が、現在も広く議論されている。また大学のガバナンス改革をめぐり、大学の管理運営のあり方、それを担う職員の役割についても継続した課題である。大学図書館における組織開発活動の歴史を明らかにすることは、現代の大学改革に継続する視点を実証することに通ずるともいえよう。

【注】

- 1) 『大学基準協会55年史』143頁に「4大基準」という表現がある。なお、大学図書館基準の制定経緯については、同書の161頁から164頁に記されている。
- 2) 当時の大学図書館行政については、(田保橋、1967)に詳しい。また『学術月報』(19巻11号、昭和42年2月)では、「大学図書館の改善について」という特集を組み、大学図書館の当時の様々な改善政策が紹介されている。「大学図書館視察委員の設置」や「大学図書館実態調査の実施」もそこに紹介されている。
- 3) 『大学資料』第19号、p.1。
- 4) (伊藤四十二、1965)に図書館特別部会設立の経緯が記されている。また『私立大学図書館協会会報』(No.45)には、「大学図書館の現状と新動向」と題した研究討議録(伊藤四十二、奥村藤嗣)が掲載されており、同様の記述が確認できる。
- 5) 『大学資料』第19号、p.7。
- 6) 大学設置基準大綱化時の専門的職員の論稿としては、(松井、1991)や(光斎、1993)があるが、い

ずれの論稿も、当時の大綱化時の議論に終始しており、本稿が指摘するような大学基準等研究協議会に遡った歴史的把握はなされていない。

7) この間の中央教育審議会・大学教育部会等の審議状況等については、(村上・逸村、2016) に紹介している。

【参考文献または引用文献】

- 伊藤四十二「大学図書館に関する文部省令『大学設置基準』の改正ならびに『大学図書館設置基準要項』の作成について」『図書館雑誌』日本図書館協会、Vol.59、No.7、1965年、pp.26-29
- 光斎重治「大学設置基準の大綱化と図書館の専門的職員」『大学図書館研究』大学図書館研究編集委員会、41号、1993年、pp.17-22
- 私立大学図書館協会『私立大学図書館協会会報』私立大学図書館協会、No.45、1965年
- 田保橋彬「大学図書館行政」『図書館界』日本図書館研究会、Vol.19、No.4、1967年、pp.106-109
- 大学基準協会年史編さん室『大学基準協会55年史：通史編』大学基準協会、2005年
- 日本学術振興会編『学術月報』日本学術振興会、第19巻第11号、1967年
- 日本図書館協会編『図書館法規基準総覧』日本図書館協会、1992年
- 松井博「大学図書館はどこへ行く—大学設置基準の大綱化がもたらすもの」『図書館雑誌』日本図書館協会、Vol.85、No.10、1991年、pp.685-687
- 村上孝弘、逸村裕「大学図書館と『専門的職員』—大学設置基準等の歴史的変遷—」『図書館界』日本図書館研究会、Vol.68、No.2、2016年、pp.172-178
- 文部省高等教育局『大学審議会ニュース』No.4、文部省、1989年
- 文部省高等教育局『大学審議会ニュース』No.6、文部省、1990年
- 文部省高等教育局『大学審議会ニュース』No.8、文部省、1991年
- 文部省大学学術局大学課『大学資料』財団法人文教協会、第19号、1965年
- 文部省大臣官房統計課『文部省第93年報』1965（昭和40）年度、文部省、1967年
- 文部省調査局統計課『文部省第91年報』1963（昭和38）年度、文部省、1965年
- 文部省調査局統計課『文部省第92年報』1964（昭和39）年度、文部省、1966年

University Study Committee Research Council —The Library Special Committee and the role of the University Librarian Specialist

※ Takahiro MURAKAMI

[Key Words]

University study committee research council, University libraries installation standard requirements, University installation standard improvement outline, University installation standard Article 38 paragraph 3, University librarian specialist

[Abstract]

This paper is a historical study on the background of the establishment of provisions regarding the staff of university libraries. Article 38, paragraph 3 of the university establishment standard is the only provision defining the roles and responsibilities of the staff of university libraries. This provision was newly established while introducing the standards for setting up libraries in universities. Therefore, at this juncture, we again verified the historical background of forming the provision. The results of the verification revealed that the source of the article was the University standards research council. This council reports on the improvement guidelines on university installation standards in order to revise the standards for setting up libraries in universities. Further, the content that details the roles and responsibilities of the library staff in this outline is very similar to that of the existing university establishment standards. As a result, the discussion of the council bore fruit through the quarter century. Moreover, the council cannot overlook the influence of the modernization policy of university libraries as a background at that time. Finally, through this paper, I would like to reaffirm the role played by historical demonstrations against the management and administrative problems of university libraries.

※ Library office section, Ryukoku University